

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	令和6年2月27日
請願の件名	<p>国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願</p> <p>（要旨）</p> <p>一、再審における検察手持ち証拠の全面開示。 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止。</p> <p>上記内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく請願いたします。</p> <p>（理由）</p> <p>罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。</p> <p>冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶ちません。</p> <p>2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、東住吉事件、松橋事件に至るまで無期懲役という重罰事件の再審無罪が続きました。また元プロボクサーの袴田巖さんが再審開始決定と同時に47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。</p> <p>（一） しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、弁護側に、新規・明白な無罪証拠提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたままです。</p> <p>無罪証拠が当初から開始されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていました。</p> <p>通常審では公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか</p>		

否かは検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

(二) 次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立てが許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん(96歳)は、これまでに三度にわたり裁判所から再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、いまだ再審が実現されていません。袴田事件の袴田巖さんは、検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、最高裁で差し戻され、現在静岡地裁でようやく再審裁判がはじまりました。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、1964年一審無罪判決、2005年再審新開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申し立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。再審における検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審既定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察の上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化を行うことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請します。

紹介議員

松本 哲也 工藤 隆久 前屋敷 恵美